

令和5年度
共済事業に関する懇談会のまとめ

愛媛県市町村職員共済組合

**令和5年度
共済事業に関する懇談会開催一覧表**

開催日	開催地	議 員	開催場所	参加人数
9月6日(水)	宇 和 島 市	西尾 議員 高橋 議員	宇和島市役所 地下1階「地下会議室」	35名
9月13日(水)	鬼 北 町	西尾 議員 柿原 議員	鬼北町近永公民館 2階「講堂」	19名
9月15日(金)	松 前 町	久保 議員 酒井 議員	松前町役場 3階「大会議室」	20名
10月3日(火)	松 山 市	井関 議員 喜井 議員	松山市役所 11階「大会議室」	33名
計				107名

事業別意見・要望等

1 総則事項（1頁～4頁）

(1) 組合公報「石鎚」について	1
(2) 各種手続きの電子化について	1
(3) 標準報酬の算定について	2
(4) 短期組合員が資格取得した場合の事務手続きについて	2
(5) 被扶養者の資格調査について	3
(6) 組合員証の廃止について	3

2 短期給付関係（5頁～6頁）

(1) 医療費通知書について	4
(2) 療養費等の返還請求に係る保険者間調整について	4
(3) 限度額認定証について	4

3 保健事業関係（7頁～14頁）

(1) 人間ドック利用助成の助成金額について	6
(2) 脳ドックの利用について	6
(3) 人間ドックの申し込み方法について	7
(4) ミニドックについて	7
(5) がん検診等補助について	8
(6) インフルエンザ予防接種補助について	9
(7) コロナワクチンの補助について	9
(8) ライフプランセミナーについて	10
(9) 歯科検診について	11
(10) プール利用助成について	13

4 宿泊事業付関係（15頁）

(1) えひめ共済会館利用助成について	14
---------------------	----

5 貯金事業関係（16頁～19頁）	
（1）貯金の支払利率について	15
（2）賞与からの貯金について	15
（3）払戻手続きについて	16
（4）地方公務員ダイアリーについて	17
（5）福祉事業のPRノベルティについて	17
6 貸付事業・物資供給事業関係（20頁～21頁）	
（1）貸付事業の返済回数について	18
（2）返済利率、限度額について	18
（3）貸付物資事業の整理について	19
（4）その他	19

1 総則事項

No.	内 容
1	<p>Q 「石鎚」について、発行回数を削減する、廃止する、必要部数を調査したうえで配付部数を削減する、又は紙媒体での提供からデータでの提供に変更することで、作成・送付費用等を節減してはどうでしょうか。</p> <p>Q 私は人間ドック利用助成とか、インフルエンザ予防接種補助などを利用していますが、私でもまだまだ知らない制度などもあると思いますので、今までどおり組合公報「石鎚」を通して、知らない方にも知っていただけよう、勧めていただければと思います。また、色々な媒体で周知していくうえで、紙媒体で配付して見ていただくのも大事だと思います。</p> <p>A 共済組合では、組合員及び被扶養者の皆様に対して、共済制度や事業内容、これらの内容の変更、その他お知らせしたいことについて、所属所への通知文書、組合公報「石鎚」及び共済組合ホームページ等により周知することとしています。</p> <p>これは、組合員の皆様が受給できる権利について、同じ愛媛県市町村職員共済組合の組合員間で、「知っている」・「知らなかった」による、不利益・不均衡が極力生じることがないよう、色々な媒体でお知らせしているところで、必ず組合員の皆様のお手元に届いて、全組合員が情報を知ることができる状況とするため、市町村の広報紙等と同様に、紙媒体で提供しています。</p> <p>また、「石鎚」はホームページでも公開していますが、何もしないでも共済からお手元に届く公報紙と、組合員の方が目的をもって訪問するホームページはそれぞれ役割が異なり、公報紙を廃止した場合には、情報を知っていただく機会が少なくなると考えています。</p> <p>しかしながら、府内LANの整備等により、全組合員が問題なく閲覧できる環境になれば、ペーパーレス化により事務負担及び経費節減につながりますので、組合会議員及び共済事務担当者の皆様のご意見もお伺いしながら、今後検討していきたいと思います。</p>
2	<p>Q 各種手続き（資格・調定・給付等）の電子化の予定はありますか。</p> <p>A 令和3年12月から、共済組合が行う事業に係る組合員等が行う請求及び申請等の手続の際に、規程等により押印を求めているものについて、原則として、組合員の印及び所属所の公印の押印を廃止とし、電子化の足掛</p>

かりは整えたところです。

現時点では電子データでの報告、紙による報告の両方を認めているものは、組合員の資格取得届、標準報酬の報告明細、期末勤勉手当のデータ等の資格・調定関係のデータになります。

組合員からの請求及び申請について、電子化するに当たっての今後の課題としては、

- ①共済組合は全国共通のシステムを構築していること
- ②組合員からの申請に関しては、所属所長の証明印が不要となったが、所属所を経由する必要があるものが多いこと
- ③押印廃止できないものがあること
- ④添付書類が必要なものがあること

が挙げられますが、今後も可能な範囲で電子化できるものを検討していくままで、ご理解いただければと思います。

Q 遠方から勤務する職員は、通勤手当が高くなることから標準報酬月額が高く決定され、掛金・保険料の負担が大きくなり、結果的に手取りが少なくなっています。人材確保の観点からも標準報酬の算定に通勤手当を含まないようにしてほしい。

3

A 地方公務等共済組合法第2条において、「報酬とは、地方自治法第204条の適用を受ける職員については、同条第1項に規定する給料及び同条第2項に規定する手当（省略）」となっており、地方自治法第204条第2項の手当に、通勤手当も入っていますので、標準報酬の算定で通勤手当を除外することはできません。

なお、健康保険法、厚生年金保険法においても同様の解釈となります。

Q 短期組合員にかかる資格の取得喪失事務、標準報酬関係事務は、共済組合及び年金事務所へ同様の手続きが必要で、非常に煩雑化し事務担当者の負担となっています。事務手続きが、共済組合で一元化となるような効率的な仕組みは構築できないでしょうか。

4

A 厚生年金でも短期組合員の方が加入されている厚生年金は、民間サラリーマンの方が加入する第1号厚生年金で、日本年金機構が管轄している年金です。そして、短期組合員以外の一般組合員の方が加入されている厚生年金は、地方公務員共済組合が管轄する第3号厚生年金です。

また公務員の年金に加入された方は、退職等年金給付という、厚生年金

	<p>に上乗せの年金にも加入することとなっています。</p> <p>このことから、日本年金機構と共済組合の2か所に対して手続きが必要となっていて、当初から共済組合でも問題視していたところですが、共済組合での事務の一元化は難しいと思われます。</p>
5	<p>Q 被扶養者の資格調査で、家族調書の様式等を提出していますが、様式や添付書類が複雑との声があるため、簡易な様式にできないでしょうか。また、記載例などを付けていただけないかと思います。</p> <p>A 家族調書の様式がこのように複雑となっているのは、これまで必要書類が整うまでに何度もやり取りが必要となったケースが多くあり、できる限り様式及び必要書類の提出を1回で済ませることを目的としているためです。</p> <p>しかしながら、ご指摘のとおり大変複雑な様式となっていて、組合員の皆様、各所属所の共済事務担当者様、そして共済組合にとっても、この資格調査が大変な事務の負担になっていますので、様式の見直し及び記載例はもちろんのこと、調査方法の見直しも今後検討したいと考えています。</p>
6	<p>Q マイナンバーカードの保険証として活用の話が今年に入ってから進展していますが、現行の共済組合の組合員証は将来的に廃止になりますか。</p> <p>A 令和5年6月に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」により、健康保険証の来年秋の廃止に向けた取組が進められており、この改正法には、地方公務員等共済組合法の一部改正も含まれておりますので、健康保険証である組合員証も例外ではないということになります。</p> <p>8月4日の岸田総理の記者会見では、来年秋に今の健康保険証を廃止する方針を当面維持した上で、マイナンバーカードと一体化した保険証を持っていない人すべてに「資格確認証」を発行するとしています。</p> <p>しかしながら、現在の組合員証は、人間ドック受診の際の、組合員であることの身分証明書としての役割や、他の共済施設を利用して、組合員割引等を受けようとする際の身分証明書としての役割もありますので、なんらかの代替案が必要となります。上部団体等の情報提供を受けながら、今後検討していくこととしています。</p>

2 短期給付関係

No.	内 容
1	<p>Q 現在、医療費通知の発送時期は</p> <p>(1) 12～5月診療分が10月頃、(2) 6～11月診療分が翌年2月頃となっていると思います。確定申告の時期に間に合わないので、(2)の発送をもう少し早めていただくことは可能でしょうか。</p> <p>A 通常、(2)の発送は2月中旬としておりますが、昨年度は令和5年2月20日と少し遅い発送となり、お届けが遅くなりましたことをお詫び申し上げます。</p> <p>今年度は、令和6年2月13日の発送を予定しておりますので、お手元の領収書と照らし合わせてご確認ください。</p> <p>なお、(2)の発送時期を2月より早めるとすると、(1) 11月～4月診療分を9月または10月発送、(2) 5月～10月診療分を1月発送が最速のスケジュールとなります。11月診療分を出力できるのは2月以降となりますので、11月・12月診療分をお手元の領収書でご対応いただくことになるため、全体の発行スケジュールを早めるのは難しいと考えます。</p> <p>地元の税金申告相談等に間に合わない等、個別の事情で2月中旬より早い発行を希望される方には、組合HPに掲載しております「医療費通知書発行申請書」をご提出いただくことで対応させていただいております。</p>
2	<p>Q 選って資格喪失をしたとき、その期間中に組合員証を使用して医療機関を受診していた場合に、療養費等の保険者間調整は難しいのでしょうか。</p> <p>A 原則として組合員への返還請求でご対応いただくようお願いしております。返還額が過大となる場合は、共済組合から所属所の共済事務担当者様に保険者間調整のご案内をする場合があります。</p>
3	<p>Q 8月上旬に限度額適用認定証の更新の申請書を送付したが、8月下旬以後の提出でないと受付できないとのことで返送された。預かってもらえないか尋ねたが紛失したらいけないことだった。返送及び再提出時に紛失されることも考えられ、再度送付の手間にもなるため、期間をあけて再提出の場合は、共済組合で保管してもらえないか。または、8月下旬以後の提出になる旨を事前に通知してほしい。</p> <p>A 本組合においては、現在、平成27年10月の標準報酬制導入後、毎年9月の提示決定において区分変更の可能性があるため、有効期限を一律8</p>

月末日として発行していますが、本年10月2日以降受付分については、一律に申請日の属する月の初日から1年間を有効期間とする取扱いに変更いたします。この取扱いについては、後日事務連絡により共済事務担当課にお知らせいたします。

限度額適用認定証の事務取扱いについては、平成19年の総務省自治行政局公務員部福利課長通知により、

- ・申請のあった月の初日を発行年月日欄に記載して交付すること（ただし、申請のあった月に組合員資格を取得した者又は被扶養者となった者については、資格を取得した日又は被扶養者となった日を記載すること）
- ・認定証の有効期限の終期については、発行日の属する月から最長1年内の月の末日とすること
- ・認定証の有効期限に達した時は、組合は、速やかに認定証等を回収すること

とされています。

認定証の事務取扱いについて、上部団体である全国市町村職員共済組合連合会に確認したところ、8月末まで有効の認定証を、8月に回収と同時に8月1日から（次年度7月末までの）1年間有効の認定証を発行することに問題はない、との回答でした。

現在お手元にある認定証の有効期限が来年8月末日に到来する方で、9月以降も認定証が必要な方は、現在お持ちの認定証を添えて、原則として9月に入ってから申請いただければと思います。

入院中などで急を要する方については8月中に申請いただいてかまいませんが、必ずお手元の認定証を添付して申請くださいますようお願いします。その場合、発行日は8月1日、有効期限は翌年の7月31日となります。

なお、職員の方はマイナンバーカードをお持ちだと思います。マイナンバーカードを保険証として利用していただくと、手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払は免除されます。認定証を申請したり、病院窓口で提出するは必要ありませんので、ぜひマイナンバーカードの保険証利用をお願いいたします。

3 保健事業関係

No.	内 容
1	<p>Q 人間ドックの助成金額をあげてほしい。会計年度任用職員など基本給が低いと今の助成金額では受けにくい。</p> <p>A 現在、人間ドック等利用助成額は、互助会の補助金を含め1事業年度1人当たり26,000円となっています。</p> <p>近年、人間ドック等利用助成の利用者は毎年1万人を超えており、保健事業を賄う厚生費の80%以上を占めております。令和2年4月の会計年度任用職員制度の導入及び令和4年10月の短時間勤務職員等の加入による組合員数の増加により、さらに利用者が増える見込みです。</p> <p>支出の大幅な増加が見込まれていますが、平成27年度の標準報酬制度への移行により、移行前と比較して掛金・負担金収入が減少したことに加え、新たに加入した短時間勤務職員等の増加による掛金・負担金収入の伸びは少ないため、今後も厳しい事業運営となることが想定されます。</p> <p>限られた財源の中での運営でございますので、人間ドックの助成金額を引き上げるには、平成15年度から据え置いている掛金・負担金率を引き上げるか、節目年齢の人に手厚く助成する、人間ドック利用を2年に1回にする、などの方法も考えられますが、幅広く受診機会を持っていただくため、希望者全員が毎年連続であっても受診できる体制にしています。</p> <p>現在の希望者全員が受診できる体制を維持し、長期的に安定した事業として継続するには、新たに加入した短時間勤務職員等の保健事業の利用状況や財政状況も踏まえ、増額は難しいと考えています。また、事業継続のため事業内容の見直しが必要となる場合は、組合会議員の皆さんにご協議いただることとしております。</p>
2	<p>Q 脳ドックの利用は3事業年度に1回となっていますが、できれば毎年にしていただきたいです。3年に1回であるならば、頭部CT検査、頸動脈のエコー検査であるとか、そういうものも人間ドックで追加できる項目のオプションとして検討していただきたいと思います。</p> <p>A 脳ドックについては以前から同様のご要望がありますが、契約健診機関の中で脳ドックを実施している健診機関は全契約機関の半数以下であるということ、外来診療を行っている機関においては1日に実施できる枠が限られていること等から、希望者全員が毎年受診するには健診機関からの受託枠が少ないため、3年に1度の利用という運用をしています。なお、脳</p>

	<p>ドックのニーズが高まっていることから、50歳以上であった対象者年齢を平成27年度に40歳以上に引き下げております。</p> <p>また、人間ドックにオプションとして頭部検査を追加することについては、助成金額は定額26,000円ですのでオプション検査は全額自己負担となります。健診機関への事前申込のうえで付加していただいて問題ございません。</p>
3	<p>Q 過去に共済の人間ドック等利用助成に申し込んでいましたが、新型コロナウイルスの流行時期であり病院が受け入れ困難となりやむなくキャンセルした組合員がいました。その後、当該組合員が別の病院(人間ドック実施機関)との間で予約を取り付け、全額自己負担でドックを受けました。</p> <p>このように、コロナウイルスの流行等でやむを得ず一度は受診キャンセルとなり、別の健診機関(実施対象機関)でドックを受診する場合、例えば後日助成金を支給していただくなど、ドックの助成対象となるようご検討いただけないでしょうか。</p> <p>A 令和2年度から4年度までの間、新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、年度途中で人間ドックの受入れを中止したり、年度初めから受入れを停止した健診機関がありましたが、その場合は所属所に通知し、第2希望の健診機関への振替を実施しております。また、第2希望も受入れ中止の場合は、別の健診機関への振替も実施しております。</p> <p>また、令和4年度に関しては、感染状況が悪化した令和4年8月前後に肺機能検査や胃カメラなど一部検査を中止した健診機関はありますが、年度途中で受入れ自体を中止した健診機関はありませんので、受入れ困難によるキャンセル者はないものと考えております。</p> <p>なお、人間ドック等利用助成事業については、前年度に申込者数を把握することで希望者全員が受診できるよう予算を確保していること、また、共済組合の規程及び実施機関との契約により実施方法、料金の支払方法、検査結果の提供方法等を定めていることから、共済組合を経由しての予約でないご利用に関しては、助成金を支給することは難しいと考えております。</p>
4	<p>Q ミニドックの眼底検査の検査方法を、片眼から両眼検査に変更してほしい。</p> <p>A がん検診等補助については、人間ドック利用助成の対象年齢でない方を</p>

含む人間ドックを利用されない組合員が、格差のない健診を幅広く受けられるよう、職場の定期健康診断等の充実を図るため、所属所において集団で実施した健診の補助を行っております。

本組合においては、保健事業及び特定健康診査・特定保健指導において、積極的に生活習慣病の重症化予防に取り組んでおり、重症化するまで自覚症状がほとんどない糖尿病や慢性腎臓病の早期発見・早期治療に寄与するため、同補助のうち、糖尿病及び慢性腎臓病の診断の基準となるHbA1c検査及び血清クレアチニン検査については、令和5年度から補助対象の年齢要件を外して組合員全員を対象とする改正を行いました。

眼底検査につきましては、従前から全組合員を対象としておりますが、片眼分の補助となっており、保健事業に関する検討事項としてHbA1c検査、血清クレアチニン検査と併せ、令和元年度以降、共済組合から職員側議員の皆様にご提案しておりますが、新たに加入する短時間勤務職員等の利用状況等を見極めてから判断することとした経緯がございます。

眼底検査は、眼科疾患が見つかることがあります、主として循環器健診の一環として眼底の血管を見て高血圧性変化や動脈硬化性変化の程度を見る検査であり、両眼検査が望ましいとされていますが、血圧測定をどちらかの片腕で計測するのと同様に、片眼検査でも循環器健診としては差し支えないとされております。

これまでの経緯と、短時間勤務職員等の加入による組合員数の増加による事業の利用状況及び財政状況も踏まえ、組合会議員の皆様に、懇談会の結果報告の中でご協議いただきたいと思います。

Q 婦人がん検診の子宮頸がん検査、乳がん検査についての要望です。財政が厳しいところなので言いづらいのですが、できれば子宮頸がんと乳がんについては全額補助を希望します。財政状況のことも考えますと、子宮頸がんについては30歳から人間ドック助成が受けられますので20歳から29歳についてだけでも全額負担をしていただければと思います。

5 **A 婦人がん検診については、子宮頸がん検査は20歳以上、乳がん検査は40歳以上で人間ドックの検査項目と重複しない組合員が対象となっており、国が検査を推奨する年齢層はカバーできていると考えています。**

補助金額は、それぞれ組合員1人当たり2,000円となっています。全額の補助をということですが、人間ドックを利用しない女性組合員を補助対象とした場合の費用を推計し、短時間勤務職員等の加入による組合員数の増加による事業の利用状況及び財政状況も踏まえ、組合会議員の皆様に、懇

	<p>談会の結果報告の中でご協議いただきたいと思います。</p>
6	<p>Q 1 インフルエンザの予防接種について、13歳未満の子供は2回接種する必要がある。1人1回当たり1,500円を補助していただいているが、13歳未満は2回分を補助してほしい。</p> <p>A 1 インフルエンザ予防接種補助については、毎年9千件近いご利用があり、この懇談会においても以前から補助額引上げについてのご意見をいただいています。</p> <p>ご要望の内容のほか、補助金額自体の引き上げ等のご要望が多くございましたので、組合会議員の皆様に、補助の回数を2回までにする、もしくは全体として補助金額を引き上げるということでご協議いただいた結果、広くご利用いただけるということで、平成27年度に助成金額を1000円から1500円に引き上げた経緯がございます。</p> <p>これまでの経緯と、短時間勤務職員等の加入による組合員数の増加による事業の利用状況及び財政状況も踏まえ、組合会議員の皆様に、懇談会の結果報告の中でご協議いただきたいと思います。</p>
7	<p>Q 2 インフルエンザ予防接種補助についてですが、例えば自治体等からの助成がある場合、その部分は差し引いて共済組合から助成されるのか教えてください。</p> <p>A 2 本組合の実施要領では「公費の適用を受けることができる場合」は対象としないこととしておりますが、1事業年度の公費助成額の合計が共済組合の補助金額1,500円を下回る場合は、その差額を支給しております。</p> <p>Q コロナウイルスの予防接種に係る料金も補助対象にしてほしい。</p> <p>A 新型コロナウイルスワクチン接種については、令和5年度も公費で接種できることとなっており、国の新型コロナ対策関連事業は続いている一方、その規模は次年度にかけて段階的に縮小していくとみられます。</p> <p>次年度以降、国がどのような接種体制を確保し、支援・補助を行うのか注視していきたいと考えております。</p>

Q 1 ライフプランセミナーの参加者は、原則 50 歳以上となっていると思います。20代、30代の若い方も受けられるよう考えていただけたらと思います。

A 1 ライフプランセミナーにつきましては、以前から実施していた退職予定者を対象としたセミナーに加え、平成18年度からの新規事業として、40歳代の組合員を対象としたライフプランセミナーを、退職予定者とは別の日程で実施していましたが参加者が少なく、対象年齢を50歳代まで広げて実施しましたが、平成23年度は参加者が30人を大きく下回ったため、平成24年度からは40歳以上55歳未満のライフプランセミナーは休止とし、退職予定者向けのセミナーを、対象を広げて50歳代からのライフプランセミナーとして実施している経緯がございます。

本組合としても、準備期間がより長く残されている若い時期に、長期的な生活設計とそれに基づく計画的な資産形成に着手することの必要性が高まっていることは認識しておりますので、若年層の組合員の皆様からのご要望が多数あるということであれば、今後、若年層向けのセミナーの再開を検討したいと考えておりますが、過去の参加者アンケートでは、退職予定者以外は有給休暇を取得しての参加が多数であるということを踏まえ、セミナー参加時の休暇の取扱い等を含め若年層の組合員が参加しやすい開催方法等を組合会議員の皆様と協議のうえ検討していきたいと考えております。

Q 2 ライフプランセミナーなどで、金融機関によるNISAやiDeCo の合同説明会を開催してほしい。

A 2 本組合及び互助会が共同開催するライフプランセミナーにおいては、家庭経済及び資産管理をメインテーマとしたセミナーを実施しています。

本年10月11日開催予定のセミナーにおいても、来年1月に制度改正される新しいNISAやiDeCoについて詳しく解説していただくこととしております。

過去に金融機関から講師を招いて実施した実績もあり、平成23・24・29年度は証券会社、平成27年度は銀行に講師を依頼して実施しましたが、自社の金融商品の説明をしたり、投資のデメリットについては詳しく説明がない等があったため、以後は中立的な立場のライフプラン専任講師に依頼してセミナーを実施しております。

金融商品等についての説明は、参加される皆様のニーズやリスク許容度

が個人によって異なるため、ご自身で各金融機関にお問い合わせいただくな
ど、共済組合ホームページのトップページのバナーからアクセスできる「ラ
イフプランステーション」をご活用くださるようお願いいたします。

**Q 3 退職等年金給付の退職年金について、有期退職年金を一時金で受給す
る場合、課税の取り扱いが異なってくるかと思いますが、ライフプランセ
ミナーにおいて、個別の節税対策の相談を受けてもらえるのでしょうか。**

A 3 退職等年金給付の退職年金は、年金原資の半分を終身退職年金、半分
を有期退職年金で受給することになります。なお、有期退職年金の支給期
間は原則20年ですが、10年または一時金として受給することも選択で
きます。退職年金を一時金で受給する場合、退職所得として課税対象とな
り、一時金以外の退職年金は雑所得として課税の対象となります。

ライフプランセミナーでは、50歳以上の組合員を対象に、外部の専門
家を講師に招いて、生きがい、健康、家庭経済設計等に係る情報を提供
していますが、退職年金の受給に係る節税対策の情報提供については講師と
相談し、検討させていただきます。

※追記 ご意見をいただきましたので、令和5年度のライフプランセミナー
において、講師と相談し、一時金として受給する場合などの一般的な節税
対策の情報を提供いたしました。

ライフプランセミナーにおいては、時間等の都合もあり、現在のところ、
個別相談は実施していませんが、ご要望が多いようであれば、今後、開催
方法も含めて検討したいと考えております。

Q 歯科健診に係る料金も補助対象にしてほしい。

A 本組合では、所属所における組合員を対象とした歯科健診の実施を促進
することを主な目的とした歯科健診補助事業を平成17年度から実施して
いましたが、所属所の利用はほとんどありませんでした。

組合員が医療機関で歯科検診を受けた場合も補助対象としていました
が、利用者が少なく、また、組合員が歯科医で歯の定期検診を受ける場合、
予防診療でも健康保険が適用されますので、7割部分は共済組合が負担し、
健康保険適用後の3割部分に更に補助する形となっており、歯科受診費用
の補てんになっている状況であったため、平成22年度末に廃止した経緯
がございます。

歯科健診については、昨年閣議決定された「骨太方針2022」で初め

て「国民皆歯科健診」と明記され、2025年が義務化の目標とされています。今回義務化される対象は、勤務先等で実施する集団での歯科健診です。

厚生労働省は2023年度から「国民皆歯科健診」と銘打った事業を推進しており、その事業の柱は

- ・8020運動・口腔保健推進事業
- ・就労世代の歯科健康診査等推進事業
- ・歯周病等スクリーニングツール開発支援事業

といった事業を、2024年度においても拡充・継続して推進する方針となっています。

これらの事業は、とくに成人期以降、歯周病の罹患率が高い一方、歯科健診の受診率が低いという状況を背景に、職域を含めた歯科健診の充実の必要性が指摘されており、今後、少なからず健康保険組合にも関係する事業として位置づけられると考えられます。

しかし、乳幼児(実施主体・費用負担とともに市町村)や学校(学校保健安全法・小学校～高校は学校の義務)での歯科健診のように義務化されていない就労世代の歯科健診を具体化するための実施主体や費用負担をどうするのかなど課題は山積しており、国の検討状況を注視していきたいと考えております。

Q 昔、配布されていたサンパールの入場券、視力矯正用眼鏡・コンタクトの助成金を復活してほしい。

A サンパールの入場券とは、プール利用助成のことではないかと思われます。プール利用助成については、平成7年度から平成17年度までの間、保健事業として、1人当たり年間3回(平成16年度までは5回)まで、契約しているプールの利用料金を助成していましたが、平成17年度をもって廃止しております。

廃止した理由は、以前、公務員の厚遇問題がマスコミなどに取り上げられたことを受けて、「保健事業の実施に当たっては、公務員優遇ととらえられないよう、医療費の増嵩を防ぎ、組合員の健康の保持増進に資するために必要な事業を実施する」旨、総務省・愛媛県から指導があったことや、人間ドック利用者の増加、掛金・負担金収入の減少などによる保健経理の財政状況も含め、保健事業全体の見直しの一環として、同事業を廃止して人間ドック利用助成割合を引き上げ、インフルエンザ予防接種補助及び健康講習会補助を新規事業として開始したものです。

総務省通知において、レクリエーション経費についてはより厳格な取扱いが求められていることから、プール利用助成の再開は難しいと考えています。

なお、視力矯正用眼鏡・コンタクトの助成は、互助会の事業として平成17年度まで実施されていましたが、平成18年度に廃止となっております。

4 宿泊事業関係

No.	内 容
1	<p>Q えひめ共済会館の利用助成を受ける方法について教えてください。助成金については後日送金となるのでしょうか。</p> <p>A えひめ共済会館の利用助成につきましては、ご本人確認のため、当日チェックイン時に組合員証（黄色い保険証）の掲示をお願いしております。組合員及び被扶養者は、ご精算時にお一人様1泊2,400円を控除した金額でご精算となります。</p>

5 貯金事業関係

No.	内 容
1	<p>Q 共済貯金の利率をあげてほしい。最低でも基（1.0%）の利率に戻してほしい。</p> <p>Q 貯金の利率が下がっていますが、メモ帳等の配布などを削減して、利率を維持することは難しいのか、ご検討よろしくお願ひいたします。</p> <p>A 現状では、共済貯金の利率を引上げるのは難しいと考えます。 共済貯金の支払利率については、民間金融機関等の預金利率と比べてかなり高い利率 0.9%を設定しております。それを可能としている主な理由として、共済組合の貯金事業では、店舗やATMを保有せず、全国の市町村職員共済組合共通のシステムを使用していることから、事業費用を金融機関より低く抑えることができること、そして運用収益のほとんどを加入者に支払利息として還元していること、また運用面において、過去に購入した高い利率の国債などの債券を保有していることが挙げられます。 現在の金融市場は、日銀のマイナス金利政策等の影響により低金利の状況が続いておりましたが、ここ最近は上昇傾向にあります。しかし、現在の利率 0.9%を維持するにはまだ厳しい運用環境になっております。 また、現在保有している高い利率の債権が段階的に満期を迎えていため、収益が減少しています。令和 2 年度には、資金の平均運用利回りが 0.995%と初めて貯金利率の 1%を下回り、収入より支払利息の方が多い、いわゆる逆ザヤの状態となりました。その後も平均運用利回りは、令和 3 年度、4 年度と年々下がっている状況です。また、共済貯金額残高は、平成 30 年度末から令和 4 年度末までに約 138 億円増加しており、支払う利息も 1 億円以上増加しております。 このような状況の中、将来にわたり持続可能な安定した事業運営をしていくために、令和 5 年 4 月から利率を 1.0%から 0.9%に引下げております。併せて、事業費用の見直しを図るため、共済貯金加入者へ配付している地方公務員ダイアリー及び福祉事業の PR ノベルティを、当分の間、中止することとしましたが、利率を維持するには厳しい状況にあります。 今後、経済情勢や金利の動向に注視しながら、引き続き安全な運用を心掛けて、できる限り 0.9%の利率を維持していきたいと考えております。</p>
2	<p>Q 賞与から天引きの貯金額の変更届について、賞与月以外の月にも変更届を受け付けていただきたい。</p>

	<p>A 本組合が使用している全国の共済組合共通の貯金システムは、賞与月以外に賞与のデータを入力することができません。賞与に係る変更届を毎月受け付けることにした場合、変更届を長期間保管することとなり、本組合における入力漏れ、所属所における賞与からの天引き漏れ及び組合員からの重複提出などの可能性がありますので、当該変更届の受付は賞与月のみとしております。ご理解のほどよろしくお願ひします。</p>
	<p>Q 貯金事業における払戻手続等のオンライン化の予定はありますか？</p> <p>現在貯金の払戻・解約等の手続は共済貯金払戻（解約）請求書に登録印を押印し提出することとなっている。当組合においては、当該請求書を共済組合に提出する場合、郵便を使用している。組合員の希望する送金日に間に合わせるために、共済組合が指定する締切日の通常2,3日前には投函する必要があるため、急を要する払戻申請に対応することは難しく、また郵送に係る費用負担も発生している。このことからよりスマートに申請できるよう、オンラインによる払戻申請制度の創設を要望する。現在、オンラインバンク等では、印鑑なしの口座開設・払戻が可能になっている。払戻希望者であることの担保は印鑑でなくとも、パスワード等の付与により対応できるのではないか。導入にはコストやルール制定にさまざま課題があると思うが、検討していただければと思う。</p>
3	<p>A 共済組合の各業務のシステムにつきましては、外部とは接続されていない独立した基幹システムを使用しており、物理的に個人情報が流出しない環境を構築しています。ご提案いただいたオンライン化は非常に便利だと思いますが、貯金に関する個人情報の流出等の懼れがあり、セキュリティ面で非常にリスクが高いと考えます。</p> <p>また、費用面について、現在は全国共通の全国連合会の基幹システムを利用することで経費を抑えていますが、ご提案のオンライン化の導入はセキュリティの高い独自システムの構築が必要となり、初期導入費用や保守管理費用などの高額の経費がかかることが予想されますので、オンライン化の導入は難しいと考えます。</p> <p>また、登録印の押印については、総務省からも登録印の管理・確認について指導されており、現状廃止できないものと考えています。</p> <p>現在、貯金の払戻しにつきましては、他県の市町村職員共済組合のほとんどは月1~2回の払戻しですが、本組合では月4回から5回の払戻しを行っていますので、できるだけ余裕をもって提出いただきますようよろしくお願ひいたします。</p>

	<p>Q 共済貯金をしていると、毎年、地方公務員ダイアリーが配布されているが、使っていない職員もいるため、事前に必要部数を調査するか、品物等が選択できるような仕組みにしてはどうか？</p> <p>Q 共済貯金利用者へ配布している手帳はいらないが、年齢早見表だけは欲しい。</p>
4	<p>A 共済貯金加入の方へ毎年配付している地方公務員ダイアリーについては、今年度から貯金の利率を 0.9%に引き下げたことに伴い事業費用の見直しを図る必要があることから、ダイアリー配付を当分の間、中止させていただくこととしました。</p> <p>ご利用いただいている方には、大変申し訳ありませんが、ご理解の程よろしくお願いします。</p> <p>なお、令和元年 9 月に、ダイアリーの使用率等についてアンケートを実施しており、回収率は 52%で、そのうち約半数 47%（2,127 名）の方が使用していないという結果でした。</p> <p>また、年齢早見表の配付については、申し訳ありませんが、考えておりません。</p>
5	<p>Q 共済より配布されるマグネットやポケットティッシュ（ケース付き）を付箋や卓上カレンダーなどの実用的なものにしてほしい。</p> <p>A 共済組合の福祉事業の PR ノベルティについては、平成 26 年度から実施してきましたが、福祉事業の事業費用の見直しを図る必要があることから、今年度から中止させていただくこととしました。ご理解のほどよろしくお願いします。</p>

6 貸付事業・物資供給事業関係

No.	内 容
1	<p>Q 特別貸付事業（住宅貸付）について 返済回数が60回（5年）のため、住宅ローン控除に組込むことができません。（10年以上返済期間があることが条件のため）。できたら貸付事業の返済回数を120回（10年）の設定にしてもらえたなら利用者も増えるかもしれません。</p> <p>A 返済回数については、貸付額によって決まっておりますので、申し訳ありませんが、返済回数を柔軟に変更することはできません。 参考として、住宅貸付の場合、40万円の貸付額で返済回数120回となりますので、40万円以上の貸付額であれば10年以上の返済期間となります。</p>
2	<p>Q 貸付事業及び物資供給事業の限度額の拡大、金利負担の軽減</p> <p>Q 物資供給事業について、もっと低金利で貸し付けをして欲しい。現状だと他の金融機関の方が使いやすい（低金利・販売店の縛りが緩い）</p> <p>A 貸付事業については、利率、限度額等の貸付内容は総務省が示す準則で決められていますので、各共済組合で決めるることはできないことになっています。</p> <p>物資供給事業について、限度額を拡大させるには、返済額を給料額の30%以内に収めるために返済期間を延長する必要があります。その場合、貸付事故のリスクが高くなることや損害保険会社の保険料への影響、損害保険会社の貸付条件の引受条件の関係もあり、限度額の拡大は難しい状況になります。</p> <p>限度額の拡大ではありませんが、車を購入する場合などは、貸付事業と物資事業を併用することで、限度額以上のご利用が可能となっており、新規採用職員の方でも300万円ほどのご利用ができます。併用のご利用で対応いただけたらと思います。</p> <p>返済利率については、令和5年4月1日から年利1.9%を1.8%に引下げております。この1.8%の利率が他の金融機関のマイカーローンやフリーローンと比べて高い状況ではないと認識しております。</p> <p>また、事業資金を貯金経理から利率0.9%で借入れていることや、事業に係る費用も考慮しなければならないため、現段階での引下げは難しいと考えておりますが、今後、市場金利の動向や物資経理の状況などを考慮しながら検討していきたいと思います。</p>

	<p>Q 組合員が2万人を超える中、物資事業の利用が54件と大変少ないなどという印象があります。貸付事業についても100人に1人も利用が無い状態であり、これらの事業を整理することにより、事務の簡素化が図れるのではないか。</p>
3	<p>A 貸付事業の申込件数について、令和4年度は240件で平成25年度と比べると2割ほど減少しておりますが、貸付事業については、総務省の示す貸付準則で定められた事業内容（貸付の種類、貸付利率など）で全国の共済組合において行っている事業であり、自動車購入等のための普通貸付、子供の入学貸付及び修学貸付など一定の需要があるため、今後の申込状況を注視していくとともに引き続き周知に努めていきたいと考えております。</p> <p>物資事業の利用件数についても年々減少傾向にありますが、令和5年4月に利率の引下げを行ったことから、その動向を注視し、利用状況や収支状況等を組合会議員協議会などで報告し、適宜、今後の事業運営等について協議していきたいと考えております。</p>
4	<p>Q 非常勤職員の組合員加入により、貸付事業に焦げ付き等が生じていませんか。</p> <p>A 任期付き組合員の貸付については、任期中の期間に返済終了する方法で返済していただきます。現時点で、焦げ付き等の事故は発生していません。</p>